

■教育・保育に係る目標事業量の見直しについて

I 量の見込みの見直しについて

1. 量の見込みの見直しの考え方

国が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（以下、「手引き」という。）では、見直しの要否の基準として、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離していると判断する際の基準として、平成28年4月1日時点の支給認定子ども（3号認定については、0歳と1・2歳児ごと。）の実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合には、原則として見直しが必要としております。

このことについて、本市における状況は以下のとおりです。

<市町村計画における量の見込み及び実績値（平成28年度）>

	1号	2号	3号		
			0歳	1・2歳	
量の見込み（A）	5,848	4,276	3,149	683	2,466
実績値（B）	5,586	4,259	3,405	518	2,887
乖離率（B/A）	95.5%	99.6%	108.1%	75.8%	117.1%

上記のとおり、1～3号の各区分においては当初計画における量の見込みより10%以内の乖離となっておりますが、3号認定の0歳と1・2歳の各内訳において10%以上の乖離があることから、見直しが必要となります。また、見直しについては、各数値の整合を図るため、1号、2号についても実績値に基づいた見直しを行うものです。

2. 見直し内容について

手引きには、量の見込みに10%以上の乖離がある場合は、乖離している要因の精査や、地域の実情等を踏まえた推計児童数の補正を行うこととされておりますが、3号の内訳を除き、総数としては概ね10%の範囲内にあると考えられることから、今回の見直しにあたり上記の補正は行いません。

手引きに基づく中間年の見直し時の「量の見込み」の計算式は以下のとおりであり、各年度の見直しの数値は次ページに記載のとおりとなります。

<「量の見込み」の計算式（中間年における見直し時）>

「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」＝「見直し後の量の見込み（人）」

<児童数の推移>

	0歳	1・2歳	3～5歳	合計	備考
H27	2,979	6,502	10,655	20,136	実績
H28	2,944	6,319	10,355	19,618	実績
H29	2,832	6,192	10,050	19,074	実績
H30	2,741	5,876	9,580	18,197	推計
H31	2,688	5,759	9,347	17,794	推計

<見直し後の「量の見込み」(＝認定数)>

	1号		2号		3号			
	3～5歳		3～5歳		0歳		1・2歳	
	認定数	認定割合	認定数	認定割合	認定数	認定割合	認定数	認定割合
H27	5,970	56%	4,192	39%	475	16%	2,727	42%
H28	5,586	54%	4,259	41%	518	18%	2,887	46%
H29	5,253	52%	4,312	43%	557	20%	3,048	49%
H30	4,790	50%	4,311	45%	603	22%	3,081	52%
H31	4,487	48%	4,393	47%	645	24%	3,165	55%

※ H30年度以降の認定割合については、過去3年間と同様の割合で推移するものと見込む。

H30年度以降の1・2歳児の認定数は、保育幼稚園課の推計値による。

II 確保方策の見直しについて

1. 保育所・認定こども園・小規模保育事業による確保方策の内容

実施年月	認定区分	内容	人数	施設区分
(平成29年7月)	3号	小規模保育事業開設<北部> (楠葉なみき小規模保育施設)※反映済	19人	小規模保育事業
(平成29年9月)	1号	認定こども園大規模修繕<南部> (うみのほし幼稚園)	-35人	認定こども園
	3号		20人	
(平成29年10月)	3号	私立保育所分園開設<中部> (青桐保育園分園)※反映済	20人	保育所
(平成30年4月)	2号	公立保育所増改築<南部> (枚方保育所)	8人	保育所
	3号		12人	
	3号	私立保育所大規模修繕<南部> (三矢ゆりかご保育園)	10人	保育所
	3号	私立保育所定員増 <北部4、中部4、南部4>	12人	保育所
	3号	小規模保育事業開設 <中部12、南部19、東部12>	43人	小規模保育事業
(平成30年度中)	3号	小規模保育事業開設(市立幼稚園活用) <南部38、東部19>	57人	小規模保育事業
(平成31年4月)	2号	私立保育所増改築<南部> (鷹塚山保育園)	9人	保育所
	3号		21人	
	3号	小規模保育事業開設 <中部19、南部31>	50人	小規模保育事業
	2号	私立保育所増改築<北部>	12人	保育所
	3号		8人	
	2号	私立保育所創設<南部>	54人	保育所
3号	36人			

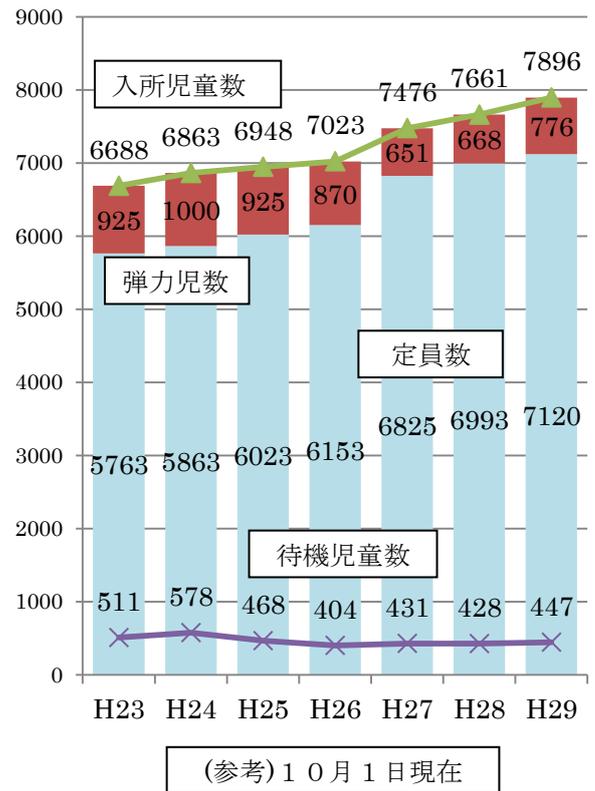
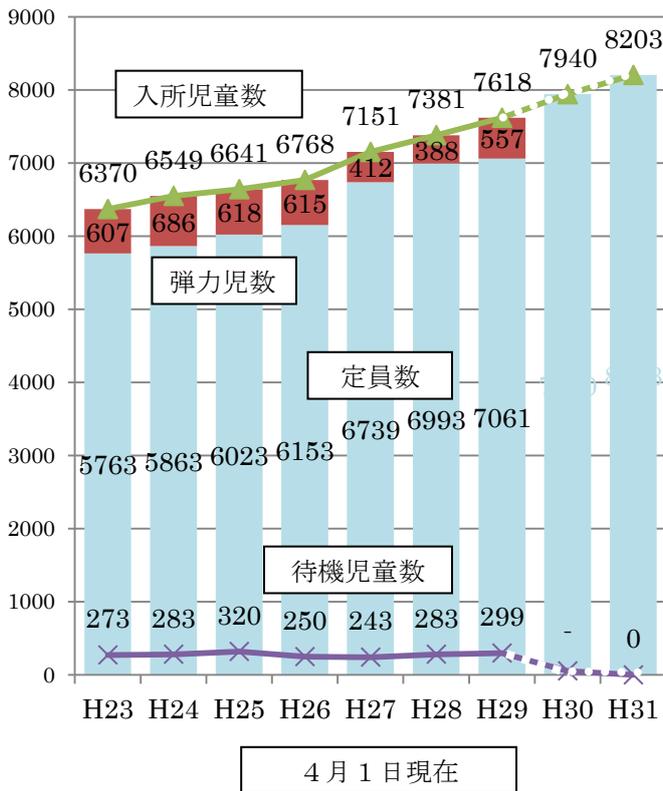
【2号・3号の地域別の取り組み合計人数(H30～31年度)】

○北部 49人 ○中部 55人

○南部 262人 ○東部 31人

※計画に反映済の取り組みを含む。

☆保育所入所児童数と待機児童数の推移



※ 待機児童数はいわゆる潜在的待機児童を含んだ人数を記載。

平成30年度以降については、目標事業量の見直しに基づく入所児童の見込みを記載。

2. 確保方策の見直しの考え方

確保方策の実績値（入所定員+弾力運用の実績）を元に、入所定員については上記1.に記載した定員増の取り組みを反映するとともに、弾力運用については平成29年度の実績値に、保育士配置による受け入れ拡大の取り組みなども踏まえ一定数の増加を見込んで見直しを行うものとする。